

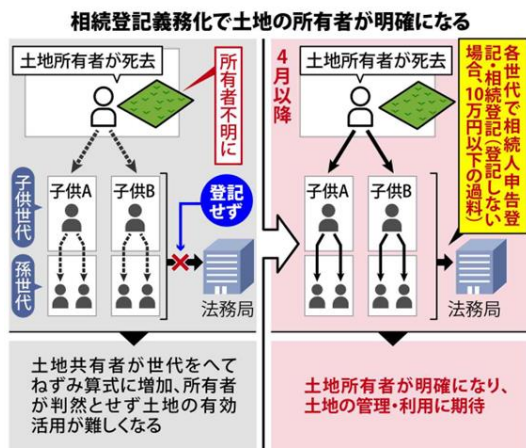
国土ニュース

第 259 号 令和 6 年 5 月 1 日
発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0824 東京都新宿区揚場町 2-26 SKビル 4 階
TEL：03-5227-3601 FAX：03-5227-3604
<https://www.kokudokoue1.co.jp>
編集責任者：上甲 寛

相続登記義務化スタート

相続登記義務化は 2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から開始されました。遺贈を含む相続によって不動産（土地・建物）を取得した相続人（被相続人の財産を受け継ぐ人）は、相続で取得したことを知った日から 3 年以内に相続登記の申請を行わなくてはなりません。遺産分割（相続人間の話合い）で不動産を取得した場合についても、別途、遺産分割から 3 年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。

また、2024 年 4 月 1 日以前に被相続人の財産を相続していて、まだ相続登記を行っていない場合についても、2027 年（令和 9 年）3 月 31 日までに相続登記をする必要があります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10 万円以下の過料が科される可能性がありますので要注意です。（下記図出所：産経新聞）



国土交通省によると、令和 4 年度の所有者不明土地は全国の土地の区画（筆）の約 24% に上ります。2016 年時点の不明土地の面積は、推計約 410 万ヘクタールに達し、これは九州本土を上回ります。このまま何も措置を取らなければ 2040 年には、日本の国土の実に 2 割にあたる、約 720 万ヘクタールに達する可能性が指摘されています。

所有者が不明だと用地買収が困難になるため、公共事業だけでなく、民間の利活用も阻害されます。

相続は突然やってきます。相続が発生すると、悲しみの中で慌ただしく法要等の対応をしていかなければならないため、相続登記について失念する可能性があります。日頃から家族で話し合う等、いざという時対応出来る様、しっかりと準備をしておきたいですね。

スポーツベッティング

4 月 13 日（土）、米国メジャーリーグベースボール（MLB）の名門、ロサンゼルス・ドジャースに移籍した大谷翔平選手の口座から 24 億 5000 万円以上を不正送金したとして訴追された、元通訳の水原一平容疑者が捜査当局に出頭し、身柄を拘束されたことが明らかになりました。

水原容疑者は、2018 年に大谷選手が日本ハムファイターズからロサンゼルス・エンゼルスに移籍した時から専属通訳として、練習パートナー等大谷選手を二人三脚で公私共に支えてきました。また、昨年世界一に輝いたワールドベースボールクラシック（WBC）においても、日本ハムファイターズの通訳時代から良く知る栗山英樹監督からも全幅の信頼を得て活躍していただけに、正に日本中に衝撃が走った出来事でした。

水原容疑者は銀行詐欺容疑で訴追されましたが、原因となったのは、スポーツベッティングです。日本では馴染みないスポーツベッティングですが、スポーツベッティングを合法化している国は、イギリス・イタリア・フランス・ドイツ・アメリカ・カナダなどで、実は G7 の中で違法なのは日本だけです。また G7 を含む GDP 上位 10 カ国のうちインド・韓国・中国も現在は違法とされています。イギリスは、先進国の中でオンラインギャンブルに関する法整備が最も早く、2005 年より政府の認可を受けたブックメーカー（欧米における賭け屋のこと）の運営が、合法的に可能になりました。

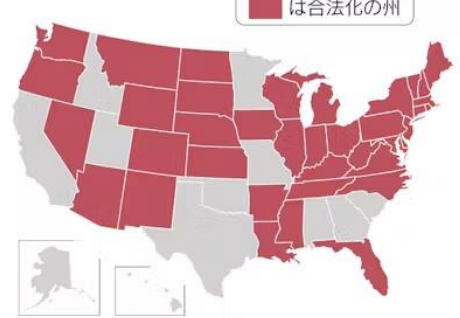
米国は州によって異なっており、違法なのは大谷選手が現在所属するドジャースや、元所属先のエンゼルスのあるカリフォルニア州を含めて 12 州だけで、残りの 38（+ワシントン DC）州では合法です。現在違法の州でも合法化の動きのある州もあり、スポーツベッティングは「解禁」がトレンドです。

米国内で元々合法だったのは、カリフォルニア州のお隣、カジノで有名なラスベガスのあるネバダ州だけでしたが、各州が「権利の侵害だ」と訴えたところ、2018 年には米国最高裁判所によってスポーツベッティングの法的解釈が変更され、合法か違法かについては各州の判断に委ねられるようになり、その後は合法の州が一気に広がっていきました。

合法化の理由の一つとしては、税収増加による財政の健全化が挙げられます。事実米国では、スポーツベッティング解禁後 5 年間の税収が約 3,400 億円にもなり、その一部は教育や福祉事業などにも充てられています。

スポーツベッティングの世界的市場価格は 2023 年で

米国では 38 州でスポーツベッティングが合法化されている



（出所）American Gaming Association

1,047億8,000万ドル（約16兆2409億円）を達成し、2027年には1,359億5,000万米ドル（約21兆7225億円）にまで成長すると予想されており、日本でもIR（Integrated Resort「統合型リゾート」の略で、カジノだけでなくホテルや劇場、ショッピングモールなどのエンターテインメント施設から国際会議場、展示場のビジネス施設まで多くの要素がひとところに集結する複合施設のことを指す。）や、経済産業省がスポーツベッティング合法化についてのレポートを公開する等、公営ギャンブル以外からの「収益」を拡大するための仕組みを模索する動きがあります。

現状日本では、刑法185条、186条の規定により、賭博をやった者は罰せられる（50万円以下の罰金または料料）ことになっています。例外は、上述の公営ギャンブルで、中央競馬、公営競馬、競艇、競輪、オート、パチンコは特別法で定められて合法です。宝くじやスポーツくじのtotoも同様に合法となっています。

日本の公営ギャンブルは、コロナ禍においても売上は好調で、東京商工リサーチによると、これらの運営団体の業績は「4兆311億円」で、新型コロナ前に比べて12.7%も伸びています。コロナ禍では外出が制限され、投票券販売所なども軒並み閉鎖されていたにもかかわらず売上が増加したのは、インターネットの普及による利用者の爆発的な増加があったからです。

例えば、日本中央競馬会（JRA）の電話・インターネット投票会員数は、2020年からの2年間で446万人から560万人へと、一気に100万人以上増えました。また、東京都競馬が運営する地方競馬インターネット投票「SPAT4」の売上高も、2年前から1.8倍に増え、「4,361億円」に達しました。

翻ってスポーツベッティングについても、賭けの選択肢が世界中のスポーツを対象に増加していることや、インターネットの普及とデジタルトランスフォーメーション（DX）等テクノロジーの進歩によって昨今、急速な発展を遂げています。スポーツベッティング市場も比例し急拡大しています。プレイヤーは、自宅に居ながらスマートフォンやコンピュータを使用することで、世界中のスポーツイベントに賭けを「手軽に」することができるようになりました。

野球を例に挙げると、試合中にブックメーカー（胴元）のアプリから、<大谷翔平の次の打席はどうなる①本塁打〇〇倍②四死球〇〇倍③三振〇〇倍④その他〇〇倍>というように、通知がポップアップされ、これらに対し、プレイヤーが選択しベットするといった流れです。

上述の通り、日本では現状スポーツベッティングは違法ですが、合法的な国からは既にベッティングの対象（日本のスポーツの種類については、プロ野球やJリーグ等メジャーなスポーツは勿論、アマチュアスポーツやマイナースポーツも対象になっている）となっており、その規模は5～6兆円との推計もあるようです。

他方で、水原容疑者のように、所謂「ギャンブル依存症」が大きな問題になっています。特にスポーツベッティングは、応援している最良チームの勝敗とギャンブル

の興奮が相まって、深みにハマる人も多くなっています。また、24時間365日出てしまうため、辞め時がないのも問題です。

最近では、未成年者を含む若年層が、海外の違法なサイトへアクセスし、「中

毒」になってしまう人という現象も多くみられているようです。ギャンブル依存症は一度陥ってしまうと、自力で抜け出すことが難しく、借金返済のため「闇バイト」等犯罪に手を染めることもありえます。

今後は、税収の増加等プラスな側面と、ギャンブル依存症の発生等マイナスな側面を良く検討し、両立出来る道を模索してもらいたいものです。

最後に、アメリカの物理学者、アルベルト・アインシュタインの名言を記します。「You cannot beat a roulette table unless you steal money from it.」そこからお金を盗まない限り、あなたはルーレットのテーブルを打ち負かすことはできない。



トリニテシステム業務提携先（令和6年5月現在）

東京税理士協同組合
東京地方税理士協同組合
千葉県税理士協同組合
埼玉県税理士協同組合
名古屋税理士協同組合
東海税理士協同組合
京都税理士協同組合
滋賀県税理士協同組合
大阪・奈良税理士協同組合
神戸税理士協同組合
阪神三税協（伊丹・尼崎・西宮）



国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
- ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
- ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
- ④中小企業のM&A、事業再生

などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本 社：03-5227-3601

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26 SKビル4階

※1階から3階はブックオフコーポレーションです。

<4月1日から住所は上記の通り変更になりました。>

横浜支店：045-651-2841

名古屋支店：052-588-2322

関西支店：075-212-2801

大阪事務所：06-6676-7330